

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を平成4年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を平成4年3月については17万円、同年4月から同年7月までの期間については24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月18日から同年8月1日まで

私は、平成4年3月18日からA社に勤務しており、同社の給与明細書で申立期間中の厚生年金保険料が控除されている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、B社は、申立人に申立期間の厚生年金保険料を返金した旨の回答をしているが、申立人は、厚生年金保険料の返金は受けていないと供述している上、申立人が保有する給与明細書及び市民税県民税特別徴収税額の通知書の社会保険料欄を確認したところ、同社から申立期間の厚生年金保険料が返金された形跡は無い。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月は、申立人が保有する給与明細書の支給額から17万円とし、同年4月から同年7月までは、当該給与明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立人に係る被保険者報酬月額算定基礎届も提出されるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が平成4年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで
昭和49年9月頃、A市の会社を退職し、B市の実家に戻っていた時期には、父親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に係る手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の父親がしてくれていたとしており、申立人自身は直接関与しておらず、その父親も既に他界していることから、当時の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年頃にB市で払い出されたものと、申立期間後にC郡D町で払い出されたものの二つの記号番号が存在していたことが確認できる。しかし、B市で払い出された記号番号に係る国民年金の記録については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人が昭和45年5月頃にA市へ転居した際、その管理はE社会保険事務所（当時）に移されたまま、平成17年頃まで同社会保険事務所で管理されていたことが確認でき、申立期間当時、F社会保険事務所（当時）に移管された形跡は無いことから、その父親が申立期間当時にB市で国民年金被保険者資格の再取得の手続をし、国民年金保険料を納付していた状況をうかがうことはできない。一方、D町で払い出された記号番号については、申立人は、その加入手続をした記憶は無いとしている上、国民年金被保険者台帳には、申立人の実家の住所が記載されていないことから、納付書が実家へ送付されることは考え難く、父親が申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付していた状況もうかがうことはできない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年11月まで

申立期間当時、私は学生であり、国民年金の加入は任意であったが、父親は市の職員であったので、その子が20歳になったときには、当然、市から国民年金の加入について働きかけがあったはずであり、国民年金保険料の納付についても、父親の給与から控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の被保険者の加入状況から、平成3年頃払い出されたと推認でき、その払出時点を基準とすると、申立期間の大部分は、国民年金保険料納付の時効期限を経過している上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA市の職員である父親の給与から控除されていたとしているが、同市において、そのような取扱いがあったことは確認できないほか、申立人は申立期間の途中の昭和62年7月頃にB郡C町へ転居しており、申立期間のうち転居後の期間については、同市が同町に代わって保険料を収納することも考え難い。

さらに、申立人の父親は、申立期間当時の給与明細書を保存していないとしており、ほかに申立期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から57年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から57年2月まで
姉から付加年金に加入すれば年金を多く受け取ることができると聞いたので、申立期間について付加年金に加入し、集金人に2か月ごとや半年ごとにまとめて付加保険料を納付したはずなのに付加年金が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金に任意加入していることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

しかしながら、国民年金法第87条の2第4項の規定により、付加保険料は納期限までに納付しなかったときは当該納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる旨の申出があったとみなされる所、申立人は国民年金保険料を「2か月ごと又は半年ごとのように、お金のある時に払っていた。」と述べていることから、申立期間の全ての期間において付加保険料を納付することは困難であったと考えられる。

また、申立人は申立期間当時、義兄が付加年金に加入しており、その妻である姉から付加年金は有利な年金だからと教えてもらったので、自分も付加年金に加入したはずだと主張しているものの、当該義兄は申立期間以前に付加年金に加入した記録が無い。

さらに、申立人が申立期間の付加年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 5 日から同年 9 月 22 日まで
② 昭和 56 年 9 月 29 日から同年 10 月 9 日まで
③ 昭和 56 年 11 月 16 日から同年 12 月 16 日まで
④ 昭和 57 年 1 月 27 日から同年 3 月 25 日まで
⑤ 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 25 日まで
⑥ 昭和 58 年 4 月 6 日から 59 年 3 月 25 日まで
⑦ 昭和 59 年 4 月 3 日から同年 12 月 25 日まで
⑧ 昭和 60 年 2 月 15 日から同年 3 月 25 日まで

私は、昭和 60 年 4 月 6 日から 61 年 3 月 25 日まで、学校で臨時的任用講師をしていた期間の厚生年金保険記録があるのに、申立期間に各地の学校で臨時的任用講師をしていた期間の厚生年金保険記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA会の人事異動通知書及び同会B事業所が保有する臨時的任用講師一覧から、申立人は、申立期間に同事業所管轄の各地の学校で臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、A会B事業所が保有する昭和56年度から60年度までの臨時的任用講師一覧及びオンライン記録を確認したところ、同事業所に係る厚生年金保険記録が無い臨時的任用講師が複数確認でき、同事業所では、当時、全ての臨時的任用講師を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、事情が聴取できた申立期間当時の臨時的任用講師4人は、いずれも、どのような臨時的任用講師が厚生年金保険に加入していたかわからな

い旨の供述をしている上、A会B事業所は、社会保険関係の書類は保存期間経過により廃棄しており、申立期間当時、どのような臨時的任用講師を厚生年金保険に加入させていたか分からない旨の回答をしていることから、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録を確認したところ、申立人は、申立期間後の昭和60年4月6日から61年3月25日までは、A会B事業所に係る厚生年金保険の記録と同様に、同事業所に係る雇用保険の被保険者であるが、申立期間に雇用保険の記録は無い。

加えて、健保記号番号索引簿を確認したところ、申立期間にA会B事業所に係る健保記号番号は順番に払い出されており、欠番も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月 31 日まで
昭和 54 年 1 月から A 社（現在は、B 社）で継続して勤務していたが、国の記録では、申立期間に標準報酬月額が一旦下がり申立期間後に再び上がっており、このような極端な給与の変動は常識的に考えられず、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 54 年 8 月の随時改定時が 30 万円であるにもかかわらず、その 14 か月後の 55 年 10 月の定時決定では 26 万円に減額され、さらに 10 か月後の 56 年 8 月の随時改定では 36 万円に増額されており、このように給与が大きく増減することは常識的に考えられないとしている。

しかし、申立期間において、A 社で厚生年金保険の被保険者となっている者の中には、申立期間の前後を通じて、標準報酬月額が減額され、その後、増額されている者が複数みられるほか、複数の同僚が昭和 55 年頃にはオイルショックの影響があり、A 社においても、自動車の販売業績が不振となり、その後、回復した旨の供述していることを考慮すると、申立人のオンライン記録における標準報酬月額の変動が、特段不自然であるとは言い難い。

また、B 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている上、申立人も、申立期間当時の給与明細書等を所有しておらず、ほかに申立てに係る事実

を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 15 日から 46 年 1 月 21 日まで
私は、申立期間当時、毎年夫婦一緒にA社へ冬期のみ出稼ぎに行っていた。妻が昭和 43 年 10 月 15 日から 46 年 1 月 21 日まで厚生年金保険に加入している記録が有るのに、私の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月 15 日から 46 年 1 月 21 日までの期間を厚生年金保険の加入記録にしてほしいと申し立てているものの、雇用保険の加入記録から、43 年 10 月 15 日から 44 年 3 月 20 日までの期間、44 年 11 月 6 日から 45 年 4 月 20 日までの期間、及び 45 年 11 月 19 日から 46 年 5 月 15 日までの期間について、冬期だけの勤務しか確認できない。

また、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者に照会したところ、事情を聴取できた通常勤務の従業員から、申立期間当時の出稼ぎ従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて、具体的な供述を得ることができなかつたものの、出稼ぎ従業員の一人から、2 年目の出稼ぎからは自分の意思で厚生年金保険に加入しなかつた旨の供述が得られたことから、事業主は、出稼ぎ従業員について全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがわれる。

さらに、A社は既に解散しており、人事記録、賃金台帳等の資料が得られず、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間の勤務及び厚生年金保険料控除の実態が確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認するも、申立期間に申立人の氏名は無く、健保番号は順番に払い出されており欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した

とは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 468（事案 271 及び 354 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで
先日、申立期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私が作成した「厚生年金に伴う社会保険証の付与について」と「厚生年金、消滅工作の方程式の構図」の 2 点を新たな参考資料として提出するので、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から、申立人が、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められるものの、i) 聴取できた当時の同僚等の供述から、同社では全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険へ加入させている状況がうかがえないこと、ii) 申立人が、49 年 12 月に同社の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、既に参加していたのではと疑問に思いながらも同年 12 月から加入する旨回答したことを記憶していることから、同社において同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出されていなかったものと考えられること、iii) 申立人が所持する年金手帳から、厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 49 年 12 月 2 日）と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は全て納付されているところ、申立人は、同社における厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の厚生年金保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により 49 年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届

が提出された形跡は無いことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、v) 治療を受けたとする複数の医院及び休業補償を受けたとする B 労働基準監督署に照会したところ、その当時の資料は保管されておらず詳細が不明である旨を回答していることから、申立人の健康保険証の使用について確認できないこと、vi) C 弁護士会が行った相談会について、当該相談を担当した弁護士に照会したところ、当該事情のみでは、A 社が申立人の保険料を控除していたこととはうかがえないことから、平成 22 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、自身の記載した「厚生年金に伴う社会保険証の付与について」と「厚生年金、消滅工作の方程式の構図」を提出し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、再々度申し立てている。

しかし、「厚生年金に伴う社会保険証の付与について」に記載された D 病院及び E 歯科医院は、その当時の資料は保管されておらず詳細が不明である旨を回答していることから、申立人の健康保険証の使用について確認できない。

また、「厚生年金、消滅工作の方程式の構図」に記載された内容を基にして、再度、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において健保番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の主張をうかがわせる入社当時（1 回目の加入）の資格取得届及びその後の喪失届が提出された形跡は見当たらないことから、申立期間について、同社が申立人の厚生年金保険料を控除していたことをうかがえない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月2日から45年2月20日まで
私は、A社を退社後、生活は落ち着かず住居も転々とし、社会保険事務所（当時）へ行くことはなかったのに、同社の厚生年金保険期間が脱退手当金を受給したとされている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和45年2月20日）から2か月後の同年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。